

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 東海財務局長
【提出日】 平成16年3月10日
【会社名】 santec株式会社
【英訳名】 SANTEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鄭 台鎬
【本店の所在の場所】 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地
【電話番号】 0568(79)3535 (代表)
【事務連絡者氏名】 専務取締役業務部長 市橋 貴生
【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地
【電話番号】 0568(79)3535 (代表)
【事務連絡者氏名】 専務取締役業務部長 市橋 貴生
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目6番10号)

1 【提出理由】

当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与えると見込まれる事象が発生したため、証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号ならびに同19号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成16年3月10日（当社取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、収益性の悪化した事業の見直しによる収益体質の改善、およびバランスシートの健全化策の一環として「固定資産の減損に係る会計基準」の早期適用の検討をすすめてまいりました。当期において、「減損の兆候あり」と判断されたリース資産を含めた各資産グループについて、減損損失を計上することにより、来期以降の資産効率の向上を図り、収益体質を強化・改善するため、早期適用することといたしました。

「固定資産の減損に係る会計基準」の早期適用による損失処理

①フィルタ製品製造設備

フィルタ使用製品の光通信市場における需要増加を見込み、自己購入およびリース取得した同製品製造用の光学用真空蒸着装置などについて、需要の落ち込みと価格下落により収益性が悪化しており「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損損失の測定を行った結果、480百万円の減損損失が発生する見込みとなりました。

②遊休地

愛知県瀬戸市に保有する土地について市場価格が帳簿価額より著しく下落しており、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損損失の測定を行った結果、109百万円の減損損失が発生する見込みとなりました。

(単位：百万円)

対象資産	減損処理額
フィルタ製品製造設備	480
遊休地	109
合計	590

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成16年3月期連結財務諸表および個別財務諸表において、減損損失590百万円を特別損失として計上いたします。

以上